

幼児教育・保育の無償化のあらまし(桑名市)

3～5歳児クラスの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償になります。

令和元年10月1日から実施です。

大きくは、この4点が無償になります。

<p>幼稚園</p> <p>無料</p> <p>(月額25,700円まで)</p>	<p>保育所</p> <p>認定こども園 障害児の発達支援</p> <p>無料</p>
---------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------

※下記は「保育の必要性の認定」を受けたご家庭のみ

<p>幼稚園の 預かり保育</p> <p>月額11,300円まで</p>	<p>認可外 保育施設</p> <p>月額37,000円まで</p>
-------------------------------------------------	-----------------------------------------------

利用内容ごとの説明になります。

1 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

幼稚園 無料 (月額 25,700円まで)	保育所 認定こども園 障害児の発達支援 無料
------------------------------------	----------------------------------------

【対象施設】

- ・ 幼稚園
- ・ 保育所
- ・ 認定こども園
- ・ 地域型保育
- ・ 企業主導型保育事業

【対象の子供】

3～5 歳児クラス：全ての子供たちの利用料が無料

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園は、月額 2.57 万円まで

※企業主導型保育事業については、これまでの利用料から年齢に応じた一定の金額が減額されます。

○対象期間は、原則、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

(注) 幼稚園は入園できる時期に合わせて満3歳から。

○通園送迎費、食材料費、行事費等は保護者負担。

ただし、食材料費については、

- ・ 年収 360 万円未満相当世帯は副食（おかず・おやつ等）の費用が免除。
- ・ 全世帯の第3子以降は、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除。

0～2 歳児クラス：住民税非課税世帯は無料

(保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料。ただし、年収 360 万円未満相当世帯は、第1子の年齢は不問)

※企業主導型保育事業については、これまでの利用料から年齢に応じた一定の金額が減額されます。

利用内容ごとの説明になります。

2

幼稚園の預かり保育
を利用する子供たち

幼稚園の
預かり保育
月額 11,300円まで

【対象施設】

・ 幼稚園の預かり保育

【対象の子供】

3～5 歳児クラス：最大月額 1.13 万円まで無償

○幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額 1.13 万円まで無償。

※無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
その際、就労等の要件を満たす必要があります。

利用内容ごとの説明になります。

3

認可外保育施設等を利用する子供たち

認可外
保育施設

月額 37,000円まで

【対象施設】

・ 認可外保育施設

認可外保育施設（一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

【対象の子供】

3～5 歳児クラス：月額 3.7 万円まで無償

0～2 歳児クラス：住民税非課税世帯が対象。月額 4.2 万円まで無償

※無償化の対象となるためには、お住いの市区町村へ申請し「保育の必要性の認定」を受けする必要があります。その際、就労等の要件を満たす必要があります。

※保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

※都道府県に届出し国が定める基準を満たす認可外保育施設のみ（ただし、基準を満たしていない場合でも5年間の猶予期間あり）。

利用内容ごとの説明になります。

4

就学前の障害児の
発達支援を
利用する子供たち

保育所
認定こども園
障害児の発達支援
無料

【対象施設】

・ 障害児の発達支援

児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援
・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設

【対象の子供】

満3歳になって初めての4月1日から小学校入学までの3年間

○幼稚園、保育所、認定こども園等と併用する場合は、両方とも無料。

○利用料以外の費用（食材料費等）は保護者負担。

無償化利用のパターン

保育所
認定こども園
障害児の発達支援
無料

+

**認可外
保育施設**
月額 37,000円まで

認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり事業、
病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

利用中

利用できません×

保育所
認定こども園
障害児の発達支援
無料

+

延長保育

利用中

利用できません×

併せて 11,300 円まで

幼稚園
無料
(月額 25,700円まで)

+

(**幼稚園の
預かり保育**
月額 11,300円まで + ※1 **認可外
保育施設**
月額 37,000円まで)

利用中

利用できます (保育の必要性の認定を受けたご家庭のみ)

(※1 認可外保育施設は在籍する幼稚園が提供する預かり保育事業が①教育時間含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満の要件に該当の場合のみ)

無償化に係る申請

幼稚園(新制度)、認可保育施設、認定こども園、地域型保育
→新たな手続きの必要なし。

幼稚園(未移行)

→新1号認定の申請手続きが必要です。園の協力のもと園経由申請予定です。

幼稚園の預かり保育

→新2号認定の申請手続きが必要です。園の協力のもと園経由申請予定です。

認可外保育施設

→新2号認定(0-2歳は新3号認定)の申請手続きが必要です。

無償化の基本事項

《現行》 ○子どものための教育・保育給付・・・施設型給付費、地域型保育給付費等の支給

認定区分（支給要件）

満3歳以上の小学校就学前子どもであって、2号認定子ども以外のもの
（1号認定子ども） （第19条第1項第1号）

【保育必要量（内容）】 教育標準時間
【利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業】 幼稚園 認定こども園

満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
（2号認定子ども） （第19条第1項第2号）

【保育必要量（内容）】 保育短時間 保育標準時間
【利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業】 保育所 認定こども園

満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
（3号認定子ども） （第19条第1項第3号）

【保育必要量（内容）】 保育短時間 保育標準時間
【利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業】 保育所 認定こども園 小規模保育等

※参考 多子減免

無償化開始後も、満3歳未満教育・保育給付認定子どもに適用され、小学校就学前までの範囲で多子を算定し、第2子は半額、第3子以降は無償。

施設で徴収される副食費の免除は、満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、年収360万円未満相当世帯と世帯所得に関わらず第3子以降が対象。

（教育認定は小3修了前の数、保育認定は小学校就学前までの数で多子を算定）

《新設》 ○子育てのための施設等利用給付（新設）・・・施設等利用費の支給

認定区分（支給要件）

満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの

（新1号認定子ども） (第30条の4第1号)

【保育必要量】 認定は不要
【支給に係る施設・事業】 幼稚園 特別支援学校等

満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

（新2号認定子ども） (第30条の4第2号)

【保育必要量】 認定は不要
【支給に係る施設・事業】 認定こども園 幼稚園 特別支援学校
(満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)

認可外保育施設 預かり保育事業 一時預かり事業
病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業
(2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村住民税世帯非課税者であるもの

（新3号認定子ども） (第30条の4第3号)

【保育必要量】 認定は不要
【支給に係る施設・事業】 認定こども園 幼稚園 特別支援学校
(満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)

認可外保育施設 預かり保育事業 一時預かり事業
病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業
(2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)